

令和 7 年度

鳥獣被害防止総合対策交付金
(全国ジビエプロモーション事業)
公募要領

令和 7 年 3 月

農林水産省農村振興局

鳥獣被害防止総合対策交付金（全国ジビエプロモーション事業）公募要領

第 1 趣旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害については、鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、中山間地域等を中心に全国的に深刻化しています。また、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の経営意欲の低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせています。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「特措法」といいます。）第 10 条の 2 では、国は、捕獲等鳥獣の有効利用の促進を図るため、需要の開拓の取組等に対する支援等の措置を講ずるものとされています。

全国ジビエプロモーション事業（以下「本事業」といいます。）は、この一環として、捕獲鳥獣を利用した食肉（ジビエ）、ペットフード又は皮革等（以下「ジビエ等」といいます。）の全国的な消費拡大を図るため、キャンペーン期間を設定した協賛飲食店等でのフェア開催やジビエ関連情報の発信等の取組を実施するものです。

第 2 応募対象事業

本事業は、次に掲げるジビエフェア開催事業及びジビエ需要拡大・普及推進事業ごとに、事業実施主体を募るものとします。

1 ジビエフェア開催事業

（1）ジビエフェアの開催、周知等

ア ジビエフェアに協賛する飲食店等（以下「協賛飲食店等」といいます。）を募り、年 1 回以上、延べ 3 か月程度の期間を設定し、ジビエフェアを開催します。なお、協賛飲食店等は、全国のジビエ等を提供する店舗から募ることとします。

イ ジビエフェアと同時期に各自治体が開催するジビエ関連イベント等の情報を収集し、それらのイベントについて主催者等に対して働きかけ、ジビエフェアと連携し、幅広く PR することとします。また、関係団体等が行うジビエ関連情報も発信することや、実地イベントへの参加等、ジビエの消費拡大につながるような情報発信の工夫を行うこととします。

ウ ジビエフェアを PR するためのポスター、のぼり等の資材を作成し、協賛飲食店等の意向を踏まえて配布するとともに、ポスターの掲示等広く PR に努めるものとします。

エ ジビエフェアの概要、協賛飲食店等の情報、イベント情報等について、特

(2) 協賛飲食店等の募集・開拓等

なお、ペットフードや皮革等を扱う店舗も加えることとします。

ウ 協賛飲食店等の募集・開拓に当たっては、以下の（ア）・（イ）について、併せて取り組むこととします。なお、特定の料理分野・店舗形態に偏らないよう留意することとします。

また、処理加工施設等の情報について調査を行い、協賛飲食店等への情報提供に努めることとします。

- 2 -

(3) ジビエフェアの運営等

ア ジビエフェア開催に当たっては、協賛飲食店等、連携イベント主催者、処理加工施設等との連絡調整を密に行うなど、適切な運営に努めるものとします。

イ ジビエフェアでのジビエ等の販売状況、ジビエの仕入れに係る課題等について協賛飲食店等（又は協賛飲食店等を経営する事業者）に対してアンケート調査を行い、取組結果を分析の上、取りまとめるものとします。

(4) その他事業の目的を達成するために必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、検討の上、実施することができるものとします。

また、担当部署は事業実施主体と協議・調整の上、必要に応じて、その他事業の目的を達成するために必要な取組を指示できるものとします。

(5) 報告書等

(1) から (4) までの取組成果を取りまとめた報告書を、記録写真や PR 資材データ等と合わせて、電子媒体（光学メディア）で提出することとします。

提出する電子媒体はウイルスチェックを行い、ウイルスチェック（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付して提出することとします。

(6) 留意事項

事業実施に当たっては、衛生面に十分配慮し、ガイドラインに基づき取り組むとともに、協賛飲食店等の事業関係者に対してもガイドラインの遵守を求めるものとします。

2 ジビエ需要拡大・普及推進事業

(1) ジビエ関連情報の発信等

ア 店舗及びイベント等情報の発信

(ア) ターゲットは次世代への普及効果も期待できる 20～40 代やその家族としますが、発信状況に応じ、ターゲットの変更、絞り込み等を行うことができることとします。

(イ) ジビエ等を提供している店舗情報及び各地で開催される関連イベント情報等を定期的に収集・整理します。

(ウ) 情報の発信については、ホームページや SNS 等を活用して広く効果的に行うこととします。なお、発信に当たっては広告等も活用しつつ、年間で計 30 万ユニークユーザー以上を目標とします。

イ 消費者向けプロモーション動画作成及び発信等

(ア) ターゲットは次世代への普及効果も期待できる 10～40 代やその家族としますが、発信状況に応じ、ターゲットの変更、絞り込み等を行うことができる

こととします。

(イ) 動画は、以下の内容を含め、組み合わせて作成するものとします。

- a 新たなジビエの消費者獲得を目指して、視聴後にジビエを食べたくなるような内容
- b 大阪・関西万博のテーマウィーク「食と暮らしの未来ウィーク」（令和7年6月5日～6月16日）において、EXPO メッセ内で実施予定の農林水産省の政府展示におけるジビエブースでの展示等の様子や訴求メッセージを来場者以外にも広く伝える内容
- c 農村の地域資源・観光資源として活用されていることを訴求し、視聴後に地域を訪れジビエを食べてみたくなる内容
- d ジビエペットフードや皮革等の多用途への利用について理解を深める内容
- e 鳥獣被害の現状を伝えるとともにハンターの生活に着目し、狩猟の魅力や意義を伝える内容

(ウ) 動画の本数は5本以上で時間は3分/本程度を想定していますが、この限りではありません。より効果的な取組となるよう検討し、実施することとします。

(エ) 内容、撮影場所、演出手法等については、担当部署と協議の上決定します。

(オ) 撮影機材や音響・特殊効果等は最新のトレンドを踏まえて準備するとともに撮影に伴う場所の許認可や出演者の調整等は交付対象者が行うものとします。

(カ) 動画の発信については、Instagram や TikTok 等の SNS や農林水産省の YouTube チャンネル等を活用しつつ、各 SNS ごとに効果的な手法を検討し、フォロワー獲得に向けた取組を検討し、ターゲットに向け、広く効果的に行うこととします。なお、発信に当たっては広告等も活用しつつ、年間で計40万PV以上を目標とします。

ウ イベントでの PR

(ア) 小学校中学年以上を対象に、ジビエや皮革製品に関する取組について興味・関心を持ってもらい、将来的に鳥獣被害対策やジビエの利活用に携わることも含め、職業体験施設等において子どもたちが楽しみながら学び体験できる場を創出することとします。

(イ) 体験イベントの実施に際しては、イベント開始時にメディアに PR する等の周知方法も検討することとします。

(ウ) 内容、実施時期、実施方法等については、担当部署と協議の上決定します。

エ 体験コンテンツの開発

(ア) ターゲットは次世代への普及効果も期待できる10～40代やその家族を想

定していますが、体験内容に応じ、ターゲットの変更、絞り込み等を行うことができることとします。

(イ) 地域資源としてジビエを活用した農泊等の宿泊施設と連携したツーリズムのモニターツアーの実施、美容やボディメイクに関心の高い層に向けたジビエの栄養面での訴求のためのイベント開催等、(ア)のターゲットが体験できるようなコンテンツを開発し、オンラインも想定して、多様なライフスタイルに応じたジビエ等の関わり方や楽しみ方を提案する内容とします。

モニターツアーについては、令和6年度の本事業で考案された企画を基礎として、国内の複数の旅行事業者及び一般消費者を対象に、日本ならではのジビエの安全性に関する取組等を伝える学習(座学等)や鳥獣被害対策・狩猟等の体験、ジビエの喫食等を盛りこんだ内容とし、地域のハンターや処理加工施設の関係者、ツアー参加者が相互にコミュニケーションが取れる時間を設けることとします。また、事業実施主体は、処理加工施設等との調整や旅行会社及び一般消費者の募集などモニターツアー実施に必要な取組を行うこととします。

また、ツアーの実施中には、参加者の同意を得た上で、ツアーの魅力が伝わるような記録映像を撮影し、参加者の SNS で発信するなどジビエツーリズムを広く発信する取組を行うこととします。さらに、他地域でも同様のプランの活用が可能となるように活動記録を作成するなど必要な取組を行うこととします。

(ウ) 体験コンテンツは3つ以上を想定していますが、この限りではありません。また、ウのイベントと連携させるなど、より効果的な取組となるよう検討し、実施することとします。

(エ) コンテンツは試行的に実施することとし、その様子を動画等で情報発信することとします。内容、実施時期、実施方法等については、担当部署と協議の上決定します。

(オ) 撮影機材や音響・特殊効果等は最新のトレンドを踏まえて準備するとともに撮影に伴う場所の許認可や出演者の調整等は事業実施主体が行うものとします。

オ 上記アからエまでの取組については、連携させるなどの工夫を行い、PV 数等の拡大に向けて相乗効果を高めるように取り組むこととします。

(2) その他事業の目的を達成するために必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、検討の上、実施することができるものとします。

また、担当部署は事業実施主体と協議・調整の上、必要に応じて、その他事業の目的を達成するために必要な取組を指示できるものとします。

(3) 報告書等

(1) 及び (2) の取組成果を取りまとめた報告書を、記録写真や PR 資材デー

タ等と合わせて電子媒体（光学メディア）で提出することとします。

提出する電子媒体はウイルスチェックを行い、ウイルスチェック（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付して提出することとします。

（４）留意事項

動画発信については効果測定（動画の視聴回数、視聴者の属性（年齢、地域、特性等））等の分析を行うとともに効果的な情報発信を行うものとします。

さらに、ジビエの認知度がどれだけ向上したか等を計測することにより、来年度以降のプロモーション手法の基礎となるように取りまとめることとします。

また、担当部署と協議したうえで令和６年度以前に制作したジビエの動画やロゴマーク等を含むジビエポータルサイト「ジビエト」の管理・運営に取り組むこととします。ジビエトに関する知的財産権は農林水産省に帰属するものとします。ジビエトを管理・運営する者には農林水産省は無償使用を許可するものとします。Web サイトの運営に必要なサーバー費用及び引継ぎに必要な経費等については、本事業の経費とすることができます。また、既存の Web サイトを運営していた事業者と円滑かつ適切な引継ぎを行い、Web サイトの継続性を維持することとします。なお、本事業完了後にも農林水産省が認める第三者が管理・運営できるよう、適切な引継ぎ事務を行うこととします。

なお、第２の２（１）のエ（イ）に掲げる取組については、次の資料を貸与することが可能です。

・令和６年度事業ジビエ需要拡大・普及推進事業成果物「ジビエツーリズムパンフレット（仮）」

①提案者は、貸与資料を善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと

②貸与を希望する場合は、第１２の２（３）に掲げる問合せ先に事前連絡すること

第３ 応募者の資格

本事業の応募者は、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、国立研究開発法人又は協議会（民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとします。）とします。

第４ 交付金の交付限度額・補助率

交付金の交付限度額は次に掲げるとおりとし、補助率は定額とします。

なお、申請のあった金額については、交付対象経費等の精査により減額することもあるほか、事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となります。

1 ジビエフェア開催事業

交付対象となる交付金の額は、45,000 千円以内とします。

2 ジビエ需要拡大・普及推進事業

交付対象となる交付金の額は、45,000 千円以内とします。

第5 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和8年3月31日までとします。

第6 交付対象経費の範囲

交付の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費及び成果の取りまとめに必要な経費のうち、以下の1から8までのとおりです。

申請に当たっては、事業実施期間中における所要額を算出していただきますが、交付対象となる交付金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果、決定されることとなります。

また、必要経費については、円単位で積算した後に千円未満を切捨て、円単位で計上することとします。

なお、事業実施上不用又は過度と認められる経費は、交付対象外とします。

1 設備備品費

「設備備品費」とは、事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費です。

なお、取得単価が50万円以上の設備については、交付申請の前に、修正等を行った事業実施計画を提出する際に2社以上の見積書（当該設備を販売する者が1社しか存在しない場合を除きます。）、カタログ等を提出していただきます。

2 消耗品費

「消耗品費」とは、事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費です。

3 旅費

「旅費」とは、事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うため依頼した専門家に支払う移動に要する経費、または事業を実施するために直接必要な事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための移動に要する経費です。

4 謝金

「謝金」とは、事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費です。

謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定する必要が

あり、その謝金の単価の設定根拠となる資料を、公募申請の際に提出していただきます。

なお、事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金は支払うことはできません。

5 賃金

「賃金」とは、雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）です。

賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とします。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできません。

賃金の単価は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定する必要があります。賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を、公募申請の際に提出していただきます。

なお、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとします。

6 役務費

「役務費」とは、事業を実施するための、それだけでは本事業の成果とは成り得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費です。

7 委託費

「委託費」とは、本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費です。

委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できます。この場合、交付申請の前に、修正等を行った事業実施計画を提出する際に 2 社以上の見積書を提出していただきます。

ただし、委託費は、交付金の額の 50%を超えることはできません。また、事業の根幹を成す業務を委託することはできません。

8 その他

「その他」とは、事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費等、他の費目に該当しない経費です。

第 7 事業実施主体及び事業計画書の審査

第 12 により提出された応募申請書類について、次に掲げる方法及び手順により審査します。

1 審査の方法及び手順

(1) 書類確認

応募の要件（応募者の資格、交付申請金額、事業期間、重複申請の制限等）について、担当部署において要件を満たすことを確認します。

なお、応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外します。

(2) 書類審査

2に定める審査委員会において、審査を行います。

(3) ヒアリング審査

審査委員会において書類審査を行い、必要に応じて申請者（代理も可能とします。）に対するヒアリング審査を実施します。

なお、ヒアリング審査を実施する場合、出席しなかった応募者は申請辞退とみなします。

(4) 最終審査

書類審査及びヒアリング審査の評価結果を踏まえ、交付金交付候補者を選定します。

(5) 交付金交付候補者の決定

審査委員会による審査結果は農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」といいます。）に提出され、農村振興局長は、交付金交付候補者を最終決定します。

2 審査委員会

農林水産省農村振興局に設置する鳥獣被害防止総合対策交付金審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）は、外部有識者を含む審査委員（以下「委員」といいます。）により、審査を行います。

また、委員は、委員として取得した一切の情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守することとしています。

なお、審査の経過は通知しません。提出された事業実施計画の書類等の資料は、応募者に一切返還しません。

3 審査の観点

審査委員会における審査の具体的な観点は、以下のとおりです。

(1) 実施内容

- ・ 事業実施計画において、第2に示す事業内容がすべて記載されているか。
- ・ 本事業の趣旨を十分に理解・把握した提案を行っているか。また、偏った内容の計画となっていないか。
- ・ 事業内容及び手法が明確であり、効果を高める工夫が見られるか。

(2) 実施計画

- ・ 事業の実施計画及び実施体制が具体的に示されているか。

- ・ 事業の実施方法及びスケジュールに無理がなく、実現性があるか。
- ・ 事業内容に照らして、資金計画（積算内訳）が妥当なものであるか。

(3) 応募者

- ・ 応募者は、高い実績を有しているか。
- ・ 応募者は、事業実施上、適正な会計手続を行い得る体制を有しているか。
- ・ 応募者は、事業を実施する能力・体制を有しているか。

なお、応募申請書類の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった応募団体の場合は、この旨を審査に反映します。

また、審査の方法や手順、観点については、変更される場合があります。

4 審査結果の通知等

審査の結果については、交付金交付候補者が最終決定し次第、速やかに応募者に対してその旨通知します。

最終決定された交付金交付候補者については、その名称及び事業名を農林水産省のホームページ等で公表します。

第8 交付金の交付に必要な手続等

第7の4により交付金交付候補者の最終決定の通知を受けた応募者は、速やかに交付金の交付に必要な手続を行うこととなります。

- 1 第7の審査委員会において、修正等を行う必要があるとされた事業実施計画については、交付申請の前に、修正等を行った事業実施計画の提出をしていただきます。
- 2 提出された事業実施計画を確認した結果、適当であると認められたものについては、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」といいます。）に基づき交付申請書を提出していただきます。提出された交付申請書を審査した結果、適当であると認められた場合には、交付決定の通知をします。
- 3 なお、交付申請書の内容については、交付申請の審査の過程で修正していただくことがあります。

第9 事業の開始時期等と交付金の支払い

事業の開始時期は、原則、交付決定の日からとし、事業完了後、交付等要綱に基づき実績報告書に必要書類を添付し、事業完了の日から1か月を経過した日又は4月10日のいずれか早い日までに提出していただきます。その後、提出された実績報告書等について審査し、実際に使用された経費について交付金の額を確定した後、交付金の額の確定通知書を送付するとともに交付金を支払います。

第10 重複申請等の制限

応募者が次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外され、又は交付金

交付候補者の最終決定若しくは交付金の交付決定が取り消されます。

- 1 同一の内容で、既に国から他の補助金等の交付を受けている場合又は採択が決定している場合

なお、国の他の補助金等について採択が決定していない段階で、この事業に申請することは差し支えありません。

- 2 不適正経理に伴う応募資格の停止の場合

競争的資金の適正な執行に関する指針（平成 17 年 9 月 9 日競争的資金に関する関係府省連絡会申合せ）に準じて、不適正経理があった者については、一定期間、本事業への参加は認められません。

第 11 事業実施主体の責務等

第 8 の 2 により交付金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される交付金の執行に当たって、以下の事項について遵守することとします。

- 1 事業の実施

事業実施主体は、関係法令、交付等要綱等を遵守し、効果的かつ効率的な事業の実施に努めなければなりません。

- 2 交付金の経理

交付を受けた交付金の経理に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) この交付金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が適用されます。
- (2) 事業実施主体は、事業の一部を委託した際の委託費も含めて、交付金全体の適切な経理を行わなければなりません。
- (3) 事業実施主体は、交付金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規程の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めなければなりません。

- 3 調査

事業実施期間中、担当部署は、事業の目的が達成されるよう、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うとともに、事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む。）を行います。

事業実施主体は、交付等要綱に基づき事業年度途中における事業の進捗状況及び交付を受けた交付金の使用状況を農林水産大臣に報告しなければなりません。

- 4 評価

事業実施主体は、本事業終了後に、事業成果の波及効果や活用状況等に関する評価を行わなければなりません。

- 5 取得財産の管理

本事業により取得した事業設備等の財産の所有権は、事業実施主体に帰属します。ただし、財産管理、処分等に関して、次のような制限があります。

- (1) この事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、事業終了

後も善良なる管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って効果的な利用を図らなければなりません。

(2) この事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上の財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に規定する処分の制限を受ける期間において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣から承認を受けた財産の処分によって得た収入については、交付を受けた交付金の額を限度として、その全部又は一部を国庫に納付させることがあります。

6 成果物の帰属等

この事業により得られた成果物の知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベースに係る著作権等)は、発明者個人に帰属します。なお、農林水産省又は農林水産省が指定する者に対しては、無償使用を許可するものとし、その他第三者に対しては、担当部署と事前協議の上、無償使用を許可するものとし、また、本事業で生じた成果物を農林水産省が使用する場合、知的財産権者の許可を要しないものとし、農林水産省が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該著作権等を利用する権利を求める場合には、無償で、当該権利を農林水産省に許諾することとします。

ただし、この事業により得られた特許、実用新案登録、意匠登録等の権利を取得した場合又は実施権を設定した場合は、農村振興局長に報告しなければなりません。なお、農林水産省は、特許等の取得状況を自由に公表できるものとします。

また、事業実施期間中及び事業実施期間終了後5年間に於いて、この事業により得られた知的財産権の全部又は一部の譲渡を行おうとする場合は、事前に農村振興局長に報告しなければなりません。

なお、この事業により取得した知的財産権は、事業実施主体の職務発明規程等に基づき、発明者の所属機関に承継させることができます。

7 収益状況の報告及び収益の納付

事業実施期間中及び事業実施期間終了後5年間は、毎年度、本事業の成果の実用化等に伴う収益の状況を、収益が生じた場合は、農村振興局長に報告しなければなりません。

また、事業実施期間終了後5年間に於いて、事業成果の実用化、知的財産権の譲渡又は実施権の設定、その他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた交付金の額を限度として、その収益の全部又は一部を国庫に納付させることがあります。

8 事業成果等の報告及び発表

この事業の成果及び交付を受けた交付金の使用結果については、事業終了後に、必要な報告を行わなければなりません。なお、農林水産省は報告のあったこの事業

の成果を公表できるものとします。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業による成果であること及び論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記するとともに、公表した資料を農林水産省に提出しなければなりません。

9 機密保持

事業実施主体は業務に関して知り得た個人情報等の秘密を事業実施年度以降も含め、関係者以外に漏らしてはならないものとします。

10 その他

(1) 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとします。

ア 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が、次の（ア）から（ウ）までのいずれかから調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含みます。）は、利益等排除の対象となります。

（ア）事業実施主体自身

（イ）100%同一の資本に属するグループ企業

（ウ）事業実施主体の関係会社

イ 利益等排除の方向

（ア）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とします。

（イ）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（マイナスの場合は、0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（ウ）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とします。

これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0とします。）をもって取引価格からは利益相当額の排除を行います。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとします。また、その根拠

となる資料を提出するものとします。

(2) その他国の法令等により義務が課せられることがあります。

第 12 応募方法等

1 応募申請書類

応募申請書類チェックシートに掲げる書類を作成し、以下の応募期間内に提出してください。

なお、第 7 の審査は提出書類に基づいて行い、チェックシート記載の申請書類以外の資料は審査委員会で使用できません。

原則、提出はメールにより行ってください。また、応募者自身の事情により応募書類の提出期間に間に合わなかった場合は応募を受け付けません。

2 提出方法

提出期間及び提出先（問合せ先）等は以下のとおりです。

(1) 提出期間

令和 7 年 3 月 19 日（水曜日）～令和 7 年 4 月 9 日（水曜日）正午（必着）

(2) 提出先

ア メールで提出の場合

メールの件名を「公募申請書類提出(応募者名(略称でも可))」とし、本文に電話番号と担当者名を記載してください。

また、添付するファイルは圧縮せずに、1 メールあたり 7 MB 以下とし、複数のメールとなる場合は、件名の一番初めに「その○/△（○は連番、△は送付するメールの総数）」を追記してください。

なお、受信トラブル防止のため、メール送信後なるべく速やかに電話で受信確認をしてください。

確認先電話番号：03-6744-7176

提出先 Mail: gibier-soudan@maff.go.jp

※メール送信の際は＊を@に置き換えてください。

イ 紙媒体で提出の場合

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

(3) 問合せ先

問合せについては、月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く）の午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分（正午から午後 1 時までを除く）とします。

農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

Mail: gibier-soudan@maff.go.jp

※メール送信の際は＊を@に置き換えてください。

TEL：03-3502-8111（内線 5502）

(4) 応募申請書類について

ア 電子申請で提出の場合

必要部数は1部です。提出いただくファイルはPDF形式です。

イ 紙媒体で提出の場合

必要部数は1部です。応募書類は1つの封筒に入れ、“全国ジビエプロモーション事業公募申請書在中”と表に朱書きをして提出してください。

第13 審査スケジュール

審査委員会：令和7年4月下旬予定

交付金交付候補者の最終決定等の連絡：令和7年5月中旬予定

応募申請書類チェックシート

応募事業名	全国ジビエプロモーション事業 (〇〇事業)
--------------	--------------------------

注：(〇〇事業) については、ジビエフェア開催事業、ジビエ需要拡大・普及推進事業のいずれかを記載する。

応募者 チェック欄	様 式	申 請 書 類	事務局 チェック欄 (※1)
☐		応募申請書類チェックシート (本紙) (郵送時のみ)	☐
☐	様式1	公募申請書	☐
☐	様式2	応募団体概要	☐
☐	様式3	事業実施計画 (案) ※文書での記載を基本とし、画像等の挿入は 最小限とすること	☐
☐	様式4	事業実施経費	☐
☐		謝金、賃金の設定根拠となる資料、応募団体の 定める賃金支給規則	☐
☐		応募団体の概要、定款 (又は規約)、業務方 法書など	☐
☐		直近の総会資料 (財務諸表を添付すること) ※事業実施主体の分のみで可。	☐
☐		申請書類受付通知はがき (郵送時のみ)	☐

注 1：申請書類について漏れがないかチェックのうえ、郵送時は本紙も提出してください。

2：本紙は、応募 1 件ごとに 1 枚作成してください。

3：事務局チェック欄 (※ 1) には記入しないでください。

受付確認用返信はがきの作成について（郵送提出者のみ）

郵送時は応募の受付を通知いたしますので、以下の記入例に基づき作成したはがき（官製はがきでも結構です。）を1枚同封してください。なお、はがきの記載に当たっては、手書きでもプリンタを使用してもどちらでも結構です。

85円 切手 貼付 又は官製 はがき	□ □ □ □ □ □ □ 代 表 者 氏 名	住 所	受付通知書 応募事業名 <table border="1"><tr><td>受付番号</td><td>（ここは農林水産省 で記入します。）</td></tr></table>	受付番号	（ここは農林水産省 で記入します。）
受付番号	（ここは農林水産省 で記入します。）				

(様式1)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和7年度全国ジビエプロモーション事業に係る公募申請について

鳥獣被害防止総合対策交付金（全国ジビエプロモーション事業）公募要領（令和7年3月）第12に基づき関係書類を添えて事業実施計画（案）を提出します。

(様式2)

応募団体概要

応募者の名称	
設立年月日	
代表者役職・氏名	
組織の概要	
これまでのジビエ プロモーション事 業等に関連する取 組状況	

申請経費					(単位:千円)
交付金申請額		自己資金		合計	

会計担当者	フリガナ 氏所属 所所属 職便番 郵便 住所 TEL FAX メールアドレス	
事務担当者	フリガナ 氏所属 所所属 職便番 郵便 住所 TEL FAX メールアドレス	

(様式3)

○全国ジビエプロモーション事業
(事業実施計画書)

1-1 総括表 (ジビエフェア開催事業)

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備 考
			国庫交付金	事業実施主体	
ジビエフェア開催事業	1. ジビエフェアの開催、周知等 2. 協賛飲食店等の募集、開拓等 3. ジビエフェアの運営等 4. 報告書等 5. その他	円	円	円	
	計				

1-2 総括表 (ジビエ需要拡大・普及推進事業)

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備 考
			国庫交付金	事業実施主体	
ジビエ需要拡大・普及推進事業	1. ジビエ関連情報の発信等 ①店舗及びイベント等情報の発信 ②消費者向けプロモーション動画作成及び発信等 ③イベントでのPR ④体験コンテンツの開発 2. 報告書等 3. その他	円	円	円	
	計				

2 事業の目的

--

3-1 事業の内容（ジビエフェア開催事業）

（１）事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

（２）ジビエフェアの開催、周知等の概要

--

（３）ジビエフェアに協賛する飲食店等の募集・開拓等の概要

--

（４）ジビエフェアの運営等の概要

--

時期	参加店舗数	開催概要	備 考

（５）報告書の作成

報告書等の作成の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備 考

(6) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①												
②												
③												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(7) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(2) から (6) までのほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

3-2 事業の内容（ジビエ需要拡大・普及推進事業）

(1) 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(2) ジビエ関連情報の発信等の概要

ア 店舗及びイベント等情報の発信

--

イ 消費者向けプロモーション動画の内容

動画の種別	内容	撮影場所等	ターゲット

ウ イベントでの PR の内容

--

エ 体験コンテンツの開発の概要

--

(3) 報告書の作成

報告書等の作成の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備 考

(4) 事業実施スケジュール

取組内容	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
① ……												
② ……												
③ ……												
④ ……												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(5) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(2)のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

4 事業完了予定 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

（１）収入の部

区 分	本年度予算額	備 考
1 鳥獣被害防止総合対策推進交付金	円	
2 自 己 資 金		
合 計		

（２）支出の部

区 分	本年度予算額	備 考
鳥獣被害防止総合対策推進交付金 全国ジビエプロモーション事業 ① ②	円	
合 計		

注：区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

(様式4)

事業実施経費

(単位：円)

費 目	合 計
設 備 備 品 費	
(内 訳)	
消 耗 品 費	
(内 訳)	
旅 費	
(内 訳)	
謝 金	
(内 訳)	
賃 金	
(内 訳)	
役 務 費	
(内 訳)	
委 託 費	
(内 訳)	
そ の 他	
(内 訳)	
合 計	

注1：「合計」欄には、各費目の合計額を記入してください。また、様式2の「申請経費」欄及び様式3の「総括表」欄の金額との整合がとれているかを必ず確認してください。

2：謝金と賃金については、その単価の設定根拠となる資料を添付してください。

3：自己資金等国の交付金以外の経費がある場合には、金額を（ ）書きで表示してください。